

自動車取得税の軽減対象軽自動車一覧表

ここに掲げられた軽自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を控除した額となる。(税額が9千円軽減される。)

☆☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

☆☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
ミニカ	0.657	11455	LE-H42V ※	001	21.5	☆☆
				002		
				003		
				004		
				009		
				010		
				011		
				012		
				017		
				018		
				019		
				025		
				020	21.0	
				026		
				027		
				028		
				005	19.0	
				006		
				007		
				008		
				013		
				014		
				015		
				021		
				016	18.0	
				022		
				023		
				024		
				029		
				030		
				031		
				032	20.0	
501						
502						
503						
504						
505						
506						
507						
508						
517						
518						
519						
520						
521						
522						
523						
524						
509	17.0					
510						
511						
512						
513						
514						
515						
516						
525						
526						
527						
528						
529						
530						
531						
532						
ミニカ	0.657	11456	LE-H47V ※	005	16.8	☆☆
				006		
				007		
				008		
				013		
				014		
				015		
				016		
021						

				022		
				023		
				024		
				029		
				030		
				031		
				032		
トッポBJ				509	16.6	
				510		
				511		
				512		
				513		
				514		
				515		
				516		
				521		
				523		
				528		
				532		
				533		
				537		
				541		
				542		
				543		
				544		
				522	15.4	
				524		
				534		
				535		
				536		
				538		
				539		
				540		
				545		
				546		
				547		
				548		
ミニキャブ	0.657	11571	LE-U61T	043	15.6	☆☆
				044		
		11572	LE-U61TP	002		
				004		
				006		
				007		
				008		
				009	15.0	
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
				015		
				016		
				017	15.6	
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
				025	15.0	
				026		
				027		
				028		
				029		
				030		
				031		
				032		
		11573	LE-U62T	043	15.6	
				044		
		11574	LE-U62TP	001		
				002		
				003		
				004		
				005		
				006		
				007		
				008		
				017		
				018		
				019		
				020		
				021		
				022		
				023		
				024		
		11575	LE-U61V	002		
				004		
				006		
				007		
				008		
				009	15.0	
				010		
				011		
				012		
				013		
				014		
				015		
				016		
				018	15.6	

				019	
				020	
				021	15.0
				022	
				023	
				024	
				028	15.6
				030	
				032	
				034	15.0
				035	
				036	
				037	
				038	
				039	
				040	
				042	15.6
				044	
				046	
				047	
				048	
				049	15.0
				050	
				051	
				052	
				053	
				054	
				055	
				056	
				058	15.6
				059	
				060	
				061	15.0
				062	
				063	
				064	
				065	15.6
				066	
				067	15.0
				068	
				076	15.6
				078	15.0
				080	
				082	
				083	
				084	
				085	15.6
				086	
				087	
				088	
				089	
				090	
				091	
				092	
				093	15.0
				094	
				095	
				096	
				097	
				098	
				099	
				100	
				101	15.6
				102	
				103	
				104	
				105	
				106	
				107	
				108	
				109	15.0
				110	
				111	
				112	
				113	
				114	
				115	
				116	
	11576	LE-U62V		001	15.6
				002	
				003	
				004	
				005	
				006	
				007	
				008	
				017	
				018	
				019	
				020	
				025	
				026	
				027	
				028	
				029	
				030	
				031	
				032	
				041	
				042	

			043		
			044		
			045		
			046		
			047		
			048		
			057		
			058		
			059		
			060		
			065		
			066		
			067	15.0	
			068		
			069	15.6	
			070		
			071		
			072		
			073		
			074		
			075		
			076		
			085		
			086		
			087		
			088		
			089		
			090		
			091		
			092		
			101		
			102		
			103		
			104		
			105		
			106		
			107		
			108		

☆かつ低燃費車

通称名	排気量(ℓ)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10・15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

注:1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。
2 燃費の単位はkm/ℓ。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考) 新燃費基準の値

<軽貨物車>

変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	燃費基準値 (km/L)
手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2
		構造 B	17.0
	703kg以上828kg未満	構造 A	18.0
		構造 B	16.7
	828kg以上		15.5
手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9
		構造 B	16.2
	703kg以上828kg未満	構造 A	16.5
		構造 B	15.5
	828kg以上		14.9

備考

「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
イ.最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
ロ.乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
ハ.運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。